

学生各位

大麻等（違法薬物）に関する注意喚起

最近、大学生や高校生が大麻等（違法薬物）を所持するなど大麻取締法違反等により逮捕される事件が相次いで発生し、大学生への大麻汚染が大きな社会問題となっています。

大麻等違法薬物は、その「使用」を含め、「所持」や「栽培・製造」或いは「販売」にいたるまで、法律で「厳しく禁止・規制」され、その違法行為は「重大な犯罪」として罰せられます。

大麻等（違法薬物）に関するこれらの行為が「重大な犯罪」として罰せられるのは、「違法薬物の乱用が体を蝕（むしば）み、精神を侵し、通常 of 社会生活を送れなくなる」とともに、「その依存性が強く、自身の将来を脅かすだけでなく、家族や友人、社会に著しく悪影響を及ぼす」ためです。

学生の皆さんは、大麻等違法薬物の乱用の恐ろしさを強く認識するとともに、医療従事者を目指す医学部学生としての本分を常に自覚し、責任ある行動をとることを切に望みます。

平成20年12月3日

医学部長 木本雅夫